

英語検定チャレンジ補助金

町では、中学生の目標へ挑戦する主体的な学びの育成と意欲の向上、英語検定※を受験する際の保護者の負担軽減のため、益城町英語検定チャレンジ補助金を交付します。

※英語検定とは、(公社)日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定と、(株)ベネッセコーポレーションが実施するGTECのことをいいます。

補助内容

- 対象者** ・中学生の保護者で、町内に住所を有する人
・特別の事情により町内に住所を有することができない人で、町教育委員会が認めた人
- 補助金額** ・検定料の3分の1(100円未満切り上げ)
・町立中学校の3年生は、県が実施する中学校英語検定チャレンジ事業の補助金を上乗せ
- その他** 年度中補助を行う回数は、生徒1人当たり1回です。

申し込み方法

必要書類をそろえ、申込先へ提出してください。

必要書類

- ・補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(町ホームページでダウンロード可)
- ・検定料の領収書の写しか受験票の写し

申込先

通学先が

- 町立中学校 学校へ提出
- 町立中学校以外 学校教育課へ提出

申込期限 12月23日(水)

☎ 学校教育課 ☎ 286-3307

「益城町にぎわい活性化補助金」交付申請受け付け中

町のにぎわいを創出するため、「益城町にぎわい活性化補助金」の交付申請を受け付けています。

※補助金の交付申請は各事業につき1回

※この補助金は令和8年度で終了を予定

募集期限 5月29日(金) ※全事業共通

- 採択要件** ・7月1日(水)以降に実施する事業
・採択後、令和9年3月31日(水)までに事業を完了し、実績報告すること。

にぎわい活性化事業／中心市街地活性化事業

対象事業 補助対象者自らが主催し、町で実施するにぎわいづくりに寄与する取り組み

※中心市街地活性化事業は、「益城町中心市街地活性化基本計画」記載事業に限る

対象者 町のにぎわいづくりに寄与する取り組みを行う個人、法人か団体(町内外は不問)。法人か団体の場合は、定款などの組織運営に関する定めを有することなどが要件

対象経費 取り組みや活動に使用する費用(会場使用料、印刷製本費、物品リース料など)

補助金額 対象経費の3分の2(上限50万円)

展示会等出展参加PR事業

対象事業 県外で開催される、販路拡大を目的とした展示会などへの参加

対象者 町内に本社か主たる事業所などがある事業者など

対象経費 展示会などへの参加に使用する費用(出展料、展示装飾料、備品リース料など)

補助金額 対象経費の2分の1(上限10万円)

特産品開発事業

対象事業 町の特産品を開発または改良し、新しく商品化する事業

対象者 町内に本社か主たる事業所などがある事業者。町の農産物を主原料として開発に取り組む町外事業者 など

対象経費 特産品開発・改良に使用する費用(原材料費、印刷製本費、備品リース料など)

補助金額 対象経費の2分の1(上限50万円)

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎ 産業振興課 商工観光係

☎ 289-8307



子育て世帯移住定住促進補助金の申請受付開始

飯野・福田・津森地区で新たな住宅を建築／購入し、転入／転居した子育て世帯に補助金を交付します。

この補助金の交付対象となる世帯は、住宅金融支援機構の【フラット35】地域連携型を利用することで、借入金利の優遇措置を受けられる場合があります。

補助金額

100万円

※申請年度と移住から3年後にそれぞれ50万円補助

申請期間 住宅の所有権取得日※から6カ月以内
※建物登記事項証明書に記載された所有権保存日

申請要件 町ホームページに掲載している「申請の手引き」などをご確認ください。

申請方法 必要書類をそろえて企画財政課(役場2階6番窓口)へ提出してください。

注意事項 ・予算が上限に達し次第、受け付けを終了します。
・【フラット35】地域連携型の利用には条件があります。

☎ 補助金に関すること 企画財政課 復興企画係 ☎ 286-3223
☎ フラット35に関すること 住宅金融支援機構 九州支店 熊本グループ ☎ 354-3170



特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

特別児童扶養手当

支給対象者 20歳未満で、身体か知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人

支給額 1級 児童1人につき月額58,450円
2級 児童1人につき月額38,930円

障害児福祉手当

支給対象者 身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を特に必要とする20歳未満の人

支給額 月額16,560円

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当のどちらも、障害年金を受給している児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。また、受給者や同居家族などの所得制限があります。

特別障害者手当

支給対象者 身体か知的・精神に極めて重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人(個々の詳しい基準は、問い合わせてください)

※施設(老人保健施設、障がい者支援施設など)に入所している人や、3カ月以上の入院をしている人は対象となりません。また、受給者や同居家族などの所得が制限を超えている場合は、対象とならないことがあります。

支給額 月額30,450円

☎ 福祉課 障がい支援係 ☎ 286-3115

経済センサス－活動調査

経済センサスは、総務省統計局が5年ごとに実施する、国内の事業所を対象とした統計調査です。

今回の活動調査では、売上金額、費用、設備投資額など、企業の経済活動の実態を把握することに重点を置いています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

☎ 企画財政課 復興企画係 ☎ 286-3223

調査の概要

基準日 6月1日

4月に国が郵送配布した調査票に未回答の事業所や、新たに把握した事業所には、調査員が5月中旬から下旬にかけて調査票の配布を行います。

回答方法 ・オンライン回答

・紙の調査票を調査員に提出